

商事判例研究

原, 弘明

九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 商法

<https://doi.org/10.15017/14726>

出版情報 : 九大法学. 97, pp.235-263, 2008-09-24. 九大法学会

バージョン :

権利関係 :



判例研究

商事判例研究

モリテックス株主総会決議取消請求訴訟

東京地裁平成一九年二月六日民事第八部判決(平成一九年(ワ)第一六三三三号)、株主総会決議取消請求事件 請求認容「控訴後和解」、判例タイムズ二二五八号六九頁、金融法務事情一八二五号四八頁、金融・商事判例二二八一号三七頁

原 弘 明

【事案の概要】

原告(X…IDEC株式会社)は、各種電気機械器具の製造販売等を業とする株式会社であり、平成一九年(以下、注

記ない限り全て同年)三月三一日現在、Yの株式一五六万四九〇〇株(持株比率一・三二%)を保有するYの筆頭株主である。

被告(Y…株式会社モリテックス)は、光応用機器事業、機能性材料事業、パイオ関連事業等を業とする、東証一部上場の公開会社である。三月三一日現在の発行済株式総数は一三八二万四九二八株、議決権を有する株主数は九五八六名(議決権総数二二万八二七個)である。

訴外Mは、三月三一日現在、Yの株式一四万七三〇〇株(持株比率八・二九%)を保有するYの第二順位株主である。

Yは定款で、取締役の員数を八名以内、任期は選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の員数は四名以内、任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしている。Yでは、本件株主総会最終時で取締役八名全員及び監査役三名が任期満了で退任し、本件株主総会において各々最大八名、最大三名の後任者を選任することが予定されていた。

X・M(以下「Xら」)は、四月一九日、共同で株主提案権を行使し、「取締役八名選任の件」(候補者は、M、U、N、

K、F、T、J、H)及び「監査役三名選任の件」(候補者は、Z、D、R。以下、両提案を総合して「本件株主提案」という)を本件株主総会の目的とすることを請求した。

Xは、六月六日から、Yの議決権を有する全株主に對して委任状(以下「本件委任状」)及び参考書類等を順次送付し、議決権の代理行使の勧誘を開始した。本件委任状には、委任事項として「一、平成一九年六月に開催予定のY第三五期提起株主総会および継続会または延会に出席し、下記のXおよびMによる株主提案の議案(以下、原案という。)につき私の指示(印で表示)に従って議決権を行使すること。ただし、賛否の指示をしていない場合、原案に対し修正案が提出された場合(Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含む。)および原案の取り扱いその他の株主総会の運営(Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等)に関する原案の議決の諮り方等を含む。)に関する動議はいずれも白紙委任とします。二、復代理人を選任すること。三、と記載され、記として、本件株主提案について、「取締役八名選任の件」と「監査役三名選任の件」の別に、被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられた。参考書類には、本件株主提案に係る取締役候補者八名及び監査役候補者三名につ

いて、その氏名、生年月日、略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況及び所有するYの株式数等が記載されている。

Yは、六月一日、Yの議決権を有する全株主に對し、会社提案に係る第二号議案として「取締役八名選任の件」(候補者はA、B、C、E、O、P、Q、S。以下「第二号議案」)及び第三号議案として「監査役三名選任の件」(候補者はZ、V、W。以下「第三号議案」。第二号議案と第三号議案を総称して「本件会社提案」という)、株主提案に係る第四号議案として「取締役八名選任の件」(候補者は前述の通り。以下「第四号議案」)及び第五号議案として「監査役三名選任の件」(候補者は前述の通り。以下「第五号議案」)が記載された本券株主総会に係る招集通知、議決権行使書面及び「議決権行使」のお願い」と題する書面(以下「本件書面」)等を送付した。

Yが送付した議決権行使書面には、第一号議案から第五号議案まで議案ごとに株主の賛否を記載する欄及び第二号議案から第五号議案までの議案について「下の候補者を除く」との記載の下に氏名または番号を記載する欄が設けられるとともに、「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったもの

としてお取り扱いいたします。」と記載されている。また、本件書面には、「有効に議決権行使をした株主一名につきＱｕｏカード一枚(五〇〇円分)を贈呈する旨が記載される」とともに、「各議案に賛成された方も反対された方も、また委任状により議決権行使された株主様にも同様に贈呈いたします。なお、議決権行使書の注意書きにございますように、会社提案に賛成の表示があったものとして取扱います。」(原文の装飾省略、以下同じ)との記載がなされている。

Ｙは、六月一四日、Ｙの議決権を有する全株主に対し、「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題するはがき(以下「本件はがき」)を送付した。本件はがきには、「今次株主総会は、当社の将来に係わる重要な総会でございますので、当日ご出席願えない方で、まだ議決権行使書をご返送頂いていない場合には、誠にお手数ですが招集ご通知同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、お早めにご返送頂きたく重ねてお願い申し上げます。議決権行使(委任状による行使を含む)して頂いた株主様には、Ｑｕｏカードを進呈いたします。」との記載がされるとともに、その下部に、「重要」とした上で、「本年六月開催の株主総会は、当社の将来に係わる重要な株主総会となります。是非とも、会社提案にご賛同

のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」との記載がされている。

ＸらとＹは、六月一八日、本件会社提案及び本件株主提案の議場における採決方法は投票方式で行うこととし、投票は所定の投票用紙を用いて、集計は訴外中央三井信託銀行株式会社(以下「中央三井」)のシステムを用いて行い、集計に際しては、本件会社提案と本件株主提案とはそれぞれ相反議案の関係にあるものとして取り扱うことを合意した。

Ｙは、全株主に対して電話を行い、議決権行使書面の送付を依頼するとともに、Ｘに提出した本件委任状による代理権授与の撤回の意思を確認することができた株主に対しては、「委任状撤回通知書」と題する書面を送付して、Ｘに対する議決権行使の代理権授与の撤回の手続を行った。

六月二七日の本件株主総会において、Ｙ定款に基づき議長となつた代表取締役Ａは、開会を宣言し、決議事項の審議方法につき、第一号議案(剰余金処分の件)の審議及び採決の後、第二号議案及び第四号議案を一括して審議・投票による採決をすること、続いて第三号議案及び第五号議案を一括して審議・投票による採決をすること、取締役候補者及び監査役候補者はそれぞれ出席議決権数の過半数を獲得した取締役

上位八名、監査役上位三名を選出することなどを説明し、監査報告及び報告事項の報告を行った後、報告事項に関する審議に入った。同審議中、Yの株主からAに対する議長不信任の動議が提出されたため、Aは、Bに議長を交替した。

Bは、第一号議案について審議採決を行った後、第二号議案及び第四号議案を一括上程し、審議採決し、さらに、第三号議案及び第五号議案を一括上程し、審議採決した。

Bは、第二号議案及び第四号議案につき、以下のとおり集計結果を発表し、第二号議案が可決承認された旨を宣言した。すなわち、第二号議案については、候補者全員につき出席議決権数八万〇二二八個、賛成議決権数は五万〇七一五個(A)以上五万八四八三個(O、P)以下、得票率六三・二九%(A)以上七二・九八%(O、P)以下と集計した。他方で、第四号議案については、候補者全員につき出席議決権数を一一万二八七九個、賛成議決権数は五万二四九九個(M)以上五万二八六〇個以下(N)、得票率四六・五一%(M)以上四六・八三%(N)以下と集計した。

続いて、Bは、第三号議案及び第五号議案につき、以下のとおり集計結果を発表し、第三号議案が可決承認された旨を宣言し、閉会宣言を行った。すなわち、第三号議案について

は、候補者全員につき出席議決権数八万〇〇八五個、賛成議決権数は五万九二四〇個(V)以上五万九三四〇個(W)以下、得票率七三・九七%(V)以上七四・〇九%(W)以下とし、他方で第五号議案については、候補者全員につき出席議決権数一一万二八三一個、賛成議決権数五万二七六七個(Z)以上五万三〇六〇個(R)以下、得票率四六・七七%(Z)以上四七・〇三%(R)以下と集計した。

上記議案の集計において、本件会社提案と本件株主提案との間で出席議決権数に差異が生じたのは、Yが、役員選任議案の決議要件たる「出席議決権数」の過半数を算出するに際し、本件委任状に係る議決権数(三万二七五〇個)を、本件会社提案については「出席議決権数」に含めず、本件株主提案についての「出席議決権数」に含めて算出したことによる(以下「本件集計方法」)。

なお、本件会社提案についても、本件委任状に係る議決権数を出席議決権数に含める集計方法によった場合、第二号議案・第五号議案に関する中央三井のシステムによる集計結果は、概ね以下のとおりである。すなわち、第二号議案については、出席議決権数が一一万二七八八個となり、得票率は四四・九三%(A)以上五一・八一%(O、P)以下となる。ま

た、第三号議案については、出席議決権数が一万二千三百三十五個となり、得票率は五二・五〇% (V) 以上五二・五九% (W) 以下となる。他方、第四号議案・第五号議案は上記のとおりである。

Yは、本件株主総会に関して、株主七三三三名に対して、一人あたり五〇〇円分のクオカードを送付した。その合計金額は、四五二万一九九〇円である。

以上の事実関係の下で、XはYの株主総会決議の取消しを求めて出訴した。争点は、本件各決議において本件集計方法を採用したことが、株主の意思に反し、若しくは株主平等原則に反するものであり、又は著しく不公正なものか (主位的主張)、株主に対するクオカードの送付が株主の権利の行使に関する利益供与に該当するか (主位的主張)、本件株主総会において投票行為をしなかった役員株主等の議決権の個数を本件会社提案の議案に対する賛成票に算入したことは違法か (予備的主張)、議長の議事進行が裁量を逸脱した著しく不公正なものか (予備的主張)、Yは株主に対して不適切かつ誤った情報を提供して議決権行使の代理権授与の撤回を勧誘し、本件委任状を無効として扱ったか (予備的主張)、株主の復代理人である弁護士の入場を拒絶した

ことは違法か (予備的主張)、の六点であり、両者の主張は真つ向から対立した。判決は主位的主張を認め、予備的主張については判断していない。 についてのXY両者の主張内容については、「評釈」の中で必要に応じて触れることとする。

【判旨】請求認容「控訴後和解」。

一 争点 (本件集計方法の違法性) について

(一) 本件株主提案と本件会社提案との関係

本件において、Xら・Yの双方から、同一名称の議題で各候補者の提案がされ、Y定款上、本件株主総会で選任できる取締役、監査役の員数は各最大八名、三名となるのは事実認定のとおりである。「そうであれば、本件株主提案と本件会社提案はそれぞれ別個の議題を構成するものではなく、取締役八名選任の件』及び『監査役三名選任の件』というそれぞれ一つの議題について、双方から提案された候補者の数だけ議案が存在すると解するのが相当である。」

Yは、両者は候補者が異なるゆえ議題として別であり、本

件委任状の授権は本件会社提案には及ばないと主張するが、「いずれの提案も、本件株主総会終結時をもって平成十九年六月現在の取締役全員及び監査役三名が任期満了によって退任することを前提に、その後任者の選任を目的とするものであって……、Y自身、本件株主提案と本件会社提案とをそれぞれ相反議案の関係にあるものとして、一括して審議し、一括して採決するとしているところであるから……、本件株主提案と本件会社提案とは議題としては共通と解するのが相当であり、Yの主張は採用することができない。」

(二) 本件委任状の趣旨

本件委任状には、委任事項として「原案に対し修正案が提出された場合（Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含む）。……はいずれも白紙委任とします。」と記載されている。

そこで、本件委任状による株主から原告に対する議決権行使の代理権授与の趣旨を検討する。本件では、XらとY経営陣との間で経営権の獲得を巡って紛争が生じていることから、Xらが取締役・監査役候補者選任議案を提出し、株主に議決権代理行使の勧誘を行った場合に、Yからもいずれ選任議案が提出されるであろうことは、「株主にとって顕著であった

ものと認められる……」「証拠略」。また、定款規定より、本件総会で選任できる取締役、監査役の員数は最大各八名、三名であって、「本件株主提案に賛成し、Xに議決権行使の代理権を授与した株主は、本件会社提案に係る候補者については賛成の議決権行使をする余地がない。

このような状況下においては、本件株主提案に賛成して本件委任状をXに提出した株主は、委任事項における『白紙委任』との記載にかかわらず、本件委任状によって、本件会社提案については賛成しない趣旨で、Xに対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解するのが相当である。

なお、……賛否の欄を白紙にして本件委任状を提出した株主についても、上記の状況下では、本件株主提案に賛成するとともに、本件会社提案については賛成しない趣旨で、Xに対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解して妨げないというべきである。」

Yは、大多数の株主は本件委任状作成時に本件会社提案の内容を認識していないから、本件会社提案についての議決権行使の代理権までは授与していないと主張するが、本件委任状一八九三枚のうち、六月一三日以前の期日が記載されたものが一二五八枚であって、本件会社提案の候補者を認識せず

に提出した者が少なくないことは認められる。しかし、Xに對して本件委任状を提出した株主が、仮に本件委任状提出後に本件会社提案の内容を認識し、その提案に係る候補者の一部に賛成することとするのであれば、代理権授与の撤回をすることに於て、自らその真意に沿った議決権行使を行うことは何ら妨げられないし、Y自身、全株主に對して電話を行い、議決権行使書面の送付を依頼するとともに、Xに對する代理権授与の撤回の意思を確認することができた株主に對しては、「委任状撤回通知書」を送付して、Xに對する代理権授与の撤回の手續を行わせている。

「そこであれば、本件株主提案に賛成して本件委任状をXに提出した株主が、その後、Yからの本件株主総会招集集通知によつて本件会社提案に係る候補者情報を得るとともに、Yからの電話によりXに對する代理権授与の撤回の機會を持つたにもかかわらず、代理権授与の撤回をしていない以上は、本件委任状提出の当初から、本件会社提案には賛成しない意思であつたと解して妨げないというべきである。」

なお、Yの、X代理人久保利英明弁護士が発言を根拠とした議決権不行使の反論については、発言内容を的確に認める証拠はないし、「また本件株主提案に賛成して本件委任状を

提出した株主からXに對する議決権行使の代理権授与の趣旨は、上記……のとおり、本件会社提案については賛成しないという範囲では明確といふことができるから、X代理人の発言に關するYの主張は採用することができない。」

(三) 議決権代理行使勧誘規制との關係

「議決権代理行使勧誘規制の趣旨は、被勧誘者である上場会社の一般株主にとつて、勧誘者から株主総会の議案を知らされるだけでは、議案の可否を判断するための情報としては十分でないため、勧誘者は所定の事項を記載した参考書類を交付すべきこととするとともに、被勧誘者が株主総会における議決権の代理行使について勧誘者に白紙委任することにより、自分にとつて不利な議決権の行使がなされ不測の損害を受けることがないように、委任状には議案ごとに賛否を記載する欄を設けるべきこととしたものである。」

本件委任状には本件会社提案についての賛否記載欄がないこと及びXによる議決権代理行使の勧誘に際して本件会社提案に係る候補者に関する参考書類の交付がされていないが、他方本件Xの勧誘については、以下の事情を認めることができる(記号は判旨のとおり)。

(ア) まず、前述のとおり、Xの勧誘の時点でYからもい

ずれ議案が提出されるであろうことが株主にとって顕著であり、また、Y定款の員数規定の関係から、本件株主提案に賛成しXに代理権を授与した株主は、Yから提案が予想される議案に反対する趣旨で代理権授与を行ったと解されることから、当該株主にとっては、「Xが本件会社提案に反対の議決権の代理行使をすることは代理権授与の趣旨に沿ったものであり、これにより不測の損害を受けるおそれはない」といことができる。」

(イ) 次に、これも前述のように、株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主は翻意した場合には代理権授与の撤回をすればよく、Yが実際に個別の株主に電話をかけ、撤回の意思を確認できた株主がその手続をとったのだから、「Yによる本件株主総会招集通知及び本件会社提案に関する参考書類の送付に先立ち、Xが、本件株主提案に係る候補者に関する情報のみの提供により、本件株主提案に賛成するとともにその後予想される会社提案に反対することを内容とする議決権の代理行使を勧誘することを許容したとしても、情報不足のため株主が不利益を受けるといっておそれはないといえる。」

(ウ) 取締役会設置会社において、株主提案権に基づいて

株主が一定の事項を株主総会の目的とすることを請求する場合には、総会日の八週間前までの請求が必要であるのに対し(会社三〇三条二項)、会社は、株主総会を招集するには、二週間前までに株主に株主総会の目的である事項を通知すれば足りる(同二九九条一項)。とすると、株主が株主提案に賛成し会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をする場合、常に会社提案の賛否記載欄を設けた委任状用紙の作成を要求すると、時間的制約が厳しく、会社と比較して著しく不利な地位に置かれることになる。本件でも、Yは六月一日に本件株主総会招集通知を発送し、Xはこれを同月一三日に受領したものと認められるところ、総会開催日の二七日までにかかる委任状の作成、送付等をした上、議決権代理行使の勧誘をすることは、議決権を有する株主数が九五八六名に及ぶことや郵送期間の必要に鑑みると、極めて困難であると窺える。

このように、株主にかかる形式の委任状作成を要求すべきと解することは、「議決権代理行使の勧誘について会社と株主の公平を著しく害する結果となるといわざるを得ない。」

「上記の各事情を考慮すると、本件においては、本件委任状の交付をもって、本件会社提案についての株主からXに対

する議決権行使の代理権の授与を認めたとしても、議決権代理行使勧誘規制の趣旨に必ずしも反するものではないということができ、本件委任状が本件会社提案について賛否を記載する欄を欠くことは、本件会社提案に係る候補者についての原告に対する議決権行使の代理権授与の有効性を左右しないと解するのが相当である。」

(四) 小括

「以上によれば、本件会社提案に係る議案の採決に際しては、本件委任状に係る議決権数は、出席議決権に算入し、かつ本件会社提案に対し反対の議決権行使があったものと取り扱つべきであった。それにもかかわらず、本件株主総会の議長であるBは、……本件集計方法により本件会社提案が出席議決権数の過半数の賛成を得たものとして可決承認された旨宣言したのであるから、本件各決議は、その方法が法令に違反したものであるとして決議取消事由を有するといわざるを得ない。」

そして、委任状議決権数を出席議決権に算入すると、A、Sは過半数の賛成を得ておらず、「両名の選任議案は否決されたといつべきであり、両名を取締役に選任する旨の決議は取消しを免れない。これに対し、その余の六名の取締役及び三名の監査役の選任議案については、かかる取扱いによつた

場合でも、出席議決権数の過半数の賛成を得たという結果には変更がないことが認められ、本件集計方法によつたことは議決権行使の集計における評価の方法を誤つたのみであつて違反する事実が重大とまではいえぬし、決議に影響を及ぼさないものであると認められるから、」それらの者の選任決議取消請求は裁量棄却（会社八三二条二項）する。

Xは、かかる場合には全体として決議の方法の法令違反または著しい不正といえるとして全部取消しを主張するが、「候補者の数だけ議案が存在するのであるから、決議としては候補者ごとに別個のものと解さざるを得ず、Xの主張は採用することができない。」

二 争点 (Quoカード送付の違法性) について

(一) 株主の権利行使に関する利益供与の要件

会社二二〇条一項の趣旨は、「取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにある。」

そうであれば、株主の権利の行使に關して行われる財産上の利益の供与は、原則としてすべて禁止されるのであるが、上記の趣旨に照らし、当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であつて、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念条許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産の基礎に影響を及ぼすものでないときには、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合があると解すべきである。」

(二) 本件贈呈の利益供与該当性

裁判所は、本件Ｑｕｏカード交付は利益供与禁止規定の要件に該当するとして、例外的に違法性を有しないとして許容される場合かを検討する。

まず、Ｑｕｏカードの五〇〇円という金額は、「一応、社会通念上許容される範囲のもの」とし、また、供与総額と經常利益・総資産・純資産・中間配当・期末配当と比較し、「会社の財産的基礎に影響を及ぼすとははいえない」とする。

次に、Ｙは、本件贈呈は、Ｙ役員のほぼ全員を入れ替えるか否かというＹの将来の事業方針に大きく影響を及ぼす議題

が審議される本件株主総会に、できるだけ広く株主の意思を反映させるために行ったものとし、裁判所も、本件会社提案・本件株主提案のいずれに賛成しても、また議決権の代理行使、議決権行使書面及び株主総会の出席のいずれの形で議決権を行使しても、Ｑｕｏカード一枚の交付を受ける仕組であることを認める。

しかし、Ｙが本件はがきに、「重要」とした上で、「是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたいお願い申し上げます。」と記載し、下線・傍点を施して、相互の関連を印象づける記載がされていることを認め、また弁論の全趣旨から、Ｙは、昨年の定時株主総会まではＱｕｏカードの提供等、議決権の行使を条件とした利益の提供は行つておらず、本件株主総会で初めて行つたものであることも認める。さらに、株主による議決権行使の状況を見、本件株主総会における議決権行使比率は八一・六二％で例年比約三〇％の増加になっていること、白紙（本件会社提案に賛成として扱われる）返送株主数は一三四九名（議決権数一万四五四五個）に及ぶこと、Ｙに返送された議決権行使書の中にはＱｕｏカードを要求する旨の記載のあるものが存在することの各事実から、「Ｑｕｏカードの提供が株主による議決権行

使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われる」とする。

「そこであれば、Quocardの提供を伴う議決権行使の勧誘が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されないとしても、本件は、Xら及びYの双方から取締役及び監査役の選任に関する議案が提出され、双方が株主の賛成票の獲得を巡って対立関係にある事実であること及び上記の各事実を考慮すると、本件贈呈は、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得を目的としたものであると推認することができ、この推認を覆すに足りる証拠はない。」

(三) 小括

以上より、違法性を有しないとはいえず、本件贈呈は利益供与に該当する。「本件株主総会における本件各決議は、会社法二〇条一項の禁止する利益供与を受けた議決権行使により可決されたものであって、その方法が法令に違反したものと云わざるを得ず、取消しを免れない。また、株主の権利行使に関する利益供与禁止違反の事実は重大であって、本件贈呈が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われることは上記判示のとおりであるから、会社法八三一条二項により請求を棄却することもできない。」

なお、Yは、本件贈呈は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって、株主総会の決議の方法ということではできないと主張するが、株主による議決権行使書の返送又は株主総会における議決権行使は決議そのものであって、議決権行使を条件としてQuocardを贈呈するということは決議の方法というほかないから、Yの主張は採用することができない。」

三 結論

以上より、裁判所は主位的主張を認め、原告の本訴請求を認容した。

【評釈】判旨賛成

一 本判決の意義

本件は、委任状勧誘合戦に絡んで、上場会社の株主総会決議が取り消される、という特異な事例として注目を集めた。

主たる争点は、本件集計方法の採用の是非と利益供与該当性の有無の二点であったが、においては株主側の議決権代理行使勧誘書面が、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に

関する内閣府令（以下単に「府令」）の様式を満たしていないのではないが、もしそうだとすれば議決権の代理行使自体に問題があるのではないか、が特に争われた。以下、必要に応じて条文を参照しつつ、順次論じていく。

二 争点（本件集計方法の違法性）について

(一) まず問題になったのが、本件株主提案と本件会社提案との議題・議案レベルにおける関係である。裁判所はこの点につき、XY双方からの提案とY定款の役員員数制限を根拠に、両者は別個の議題を構成するものではなく、「取締役八名選任の件」及び「監査役三名選任の件」という各々一つの議題があり、双方から提案された候補者の数だけ議案が存在すると解するのが相当とした。そして、両者は別の議題であり本件委任状の授權は本件会社提案には及ばないとするYの主張に対して、裁判所は、両提案とも平成一九年六月で退任することを前提とした後任者の選任を目的とするものであること、Y自身両提案を相反議案の関係にあるとして一括審議・採決していることを根拠に、議題としての共通性を論証して退けている。

一般に株主総会における議題（会社法の用語でいえば「会

議の目的³⁾」は判示のとおり「取締役 名選任の件」といったレベルで捉えられており、また議案については、その具体的な候補者を挙げるのが通常の例である。問題は、本件株主提案と本件会社提案が取締役・監査役選任に関してそれぞれ(二つではなく)一つであるとした判断の当否である。中村

直人弁護士は、「法律上どこまで議題（議案）として可分であるかという問題と、総会の目的事項としてどこまでを一括りの議題にするかという問題は別の問題である」とし、議題・議案のまとめ方については「総会の目的事項を決定する権限が取締役会にある以上、取締役会の裁量であると解されてきたと思われる」とする。議案の一部に反対の株主は全体につき反対するだけで、決議が成立しにくくなるだけだから、取締役会は適切に判断するというのである。その上で、原則は取締役会の決定した議題が一つの議題となるが、本件のように取締役の員数が八名以内で、本件株主提案・本件会社提案が全く両立し得ない場合、一方が可決されれば、他方は可決の余地が全くなく、員数に余裕がある場合とは異なり⁵⁾、審議採決の分離が無意味であるとして、「取締役八名選任の件」という一つの議題があるだけとした判示は合理的であると⁶⁾する。そして、当該判示の射程距離は完全に両立しないケー

入までであつて、一部両立しない場合や同種議案でも両立する場合は判示していないと見ていい。⁷⁾

この考え方は原則として妥当であるが、「一事案の概要」で見たとおり、監査役候補者が一名重複している点はどう捉えるべきであろうか。当該Zは、総会においては本件会社提案が可決承認され、本件株主提案が否決された結果選任されたものとして扱われており、裁判所は後に見るように、Xの委任状勧誘に応じた株主を本件会社提案への反対票として扱つても過半数の賛成を得ていたとして、裁量棄却しているので、中村弁護士と言つたとおり、一部両立しない場合についてのレイシオ・デシデンダイとしての判示はない。当該議案については、決議の方法の法令違反が結論に影響を及ぼしていないからである。しかし、一方で選任議案可決、他方で否決されたZについて裁量棄却を認めた裁判所の判断は、便宜的な対応ながら支持することは可能であろう。なぜなら、かかる場合にXにとつてはZ選任決議取消しの利益はほとんどゼロに等しいと評価しうる（なぜなら、XらもZ選任を希望している）からである。このように、決議内容が矛盾抵触する一部重複議案についての裁判所の裁量棄却の処理法も、本裁判例の事例的意義のひとつとして注目されてよい。ただし、本来

的には本件集計方法は違法なのであつて、本則にかえつて会社提案の可決を取消すのが理論的には正當ともいえ、なお検討の余地がある。裁量棄却の妥当性について検討する後記「(五)」も参照。

次に、議案の数の問題はどうであろうか。裁判所は、候補者の数だけ議案が存在するとした。中村弁護士によれば、この点の解釈については明解な判断根拠がないが、本件では、両議案を一括上程し、株主に一六名の候補者の氏名が書かれた投票用紙を配付し、株主はそこから八名分を上限として賛成する候補者のカードを投票箱に投入して採決したようだと紹介している。⁸⁾ この場合は議案としては別個と解するのが相当であり、結論として議題は取締役・監査役につき各一個、議案は人数分とする裁判所の判断が妥当ということになる。

なお、この点に関連して、「定款で上限一〇名と定めて全取締役が改選期に当たる場合に、会社提案で一〇名の候補者が、株主提案で別の三名の候補者が」出てきてしまったときをモデルに、採決方法について座談会で議論が交わされた。⁹⁾

この座談会において、三苫裕弁護士は、一三名全員について賛成票を投じる余地を示唆し、相澤哲氏も十分あり得るとする。これに対して森本滋教授、岩原紳作教授、永井智亮氏

(野村證券執行役) は抵抗感を示し、議案の採決方法・順序等について興味深い議論を交わしている。中村弁護士は、採決の諸方法についても詳論し、各々のメリット・デメリットを説明している¹¹⁾。

会社法の明文での制約として、定足数の制限と出席株主の議決権の過半数での選解任決議を要求する三四一条があることに關しては、過半数を超えた候補者の数が定款所定の員数を超えた場合について会社法は対処していない¹²⁾、議長は定款違反決議の付議はできないとして、得票順に選任し、員数を超えた(過半数支持の)候補者は採決にかけらるべきでない、そのような採決方法をするとは總會に諮り、了承を得てそうすべきである、員数を超えた決議は取消しの訴えの対象となるといった見解がある。議案が個々別々であるのならば、それぞれに票を投じうるという解釈自体は十分成り立ちうる¹³⁾ので、議事の進行如何によつて大きく結果が異なりうるという訳である。會議体という性質上、法律等で細目を規定することが困難であるのも事実であり、議長の總會運営に依存する面が大きいの。しかし、社員株主や總會屋による強力な議事進行への協力の可能性を考えた場合、事案によつては線引きが必要なものが出てくる可能性は否定できないであろう。個人的に

は、定款所定の員数に限定して賛成票を投じることができるとし、その旨議長が總會で予め了承を得る方法が最も適切ではないかと考える。定款所定の員数を超えた場合に、先議の役員を選任して員数超過分の役員候補者を選任しないのでは先議・後議を巡つて紛糾することは明らかであり、また、役員選任決議は「役員適格者」の選任決議とは異なるのであつて、員数を超えた賛成票の行使自体にさしたる合理性はない¹⁴⁾と考えるからである。もとより、私見も例えば株主提案に係る候補者全員と会社提案に係る候補者の一部については賛成するが、会社提案に係る残りの候補者については絶対に反対といった議決権行使の合理性を全面的に否定する訳ではないが、事務の錯雑化の観点からそれを積極的に支持することはかなり困難であると考えられるものである。そのような事実上複数票を投じうることを許容する制度は、累積投票制度¹⁵⁾の利用以外では慎重なプランニングが必要であると思われる。

(二) 次に、XがY株主から得た本件委任状の趣旨について検討を加える。

金融商品取引法¹⁶⁾一九四条は、「何人も、政令で定めるところに違反して、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者に議決権の行使を代理さ

せることを勧誘してはならない。」と定め、同法施行令(以下単に「施行令」)三六条の二第一項は、勧誘に際して「委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類……を交付しなければならぬ。」と定める。この委任を受けた府令が細目を定める。⁽¹⁶⁾

裁判所は、XとY経営陣との間で経営権獲得の紛争があり、Xが役員選任議案の議決権代理行使の勧誘を行ってきた場合、Yもいずれ議案提出があるであろうことは株主にとつて顕著だったとし、Y定款の役員員数制限から、Xに議決権行使の代理権を授与した株主は、本件会社提案に係る候補者については賛成の議決権行使をする余地がないとし、株主は本件委任状の「白紙委任」との記載にかかわらず、委任状によって、本件会社提案には賛成しない趣旨でXに代理権を授与したと認定している。また、賛否の欄を白紙にした委任状提出者も同様に扱ってよいとする。

これに対してYは、本件会社提案に係る候補者を認識せずに委任状を提出した者が少なくないから、本件会社提案についての議決権行使の代理権授与はないところ、裁判所はこれに対して、委任状を提出した株主はXに代理権授与

の撤回をし、真意に沿った議決権行使ができるし、Yが全株主に、議決権行使書面の送付依頼とXへの代理権授与の撤回の電話をかけ、実際一部株主がそれに応じたことを認定し、代理権授与の撤回をしなかった株主は、本件委任状提出当初から、本件会社提案に賛成しない意思だったと解して妨げないとする(番号は説明の便宜上付した。以下同じ)。

この判断の当否であるが、については、取締役全員と監査役の多くが終任を迎える時点で、Xから役員選任議案提出に加え代理権行使勧誘があった場合、あえて代理行使の勧誘をするのであるからYとの対立関係が生じる蓋然性が高いという判断は、経験則に照らして妥当なものといえよう。株主にとつて顕著であったといえるかはともかく、その予測はつくだろう。については、論理上そのように解して差し支えないといえる。本件委任状の白紙委任文言については、通常の実務とは異なっているようであり、確かに「同一の議題」と裁判所が認めなかった場合のリスクは否定できないようにも思われるが、「(……等を含む。)」という包括的な文言が使われている以上、議案が一つとして扱われるか別のものとして扱われるかにかかわらず、ある程度包括的な委任がなされているという合理的解釈は可能であろう。

次に、 については、受任者と委任者の委任状の趣旨に反して議決権を行使した場合につき議論があること中村弁護士⁽²¹⁾の指摘するとおりであるが、本件においては全て受任者たるXの議決権行使に従うという意味での「白紙による委任なし(二重の)白紙委任」であって、両者の間に乖離は生じないと解してよいのではないか。この場合には善管注意義務⁽²²⁾違反が生じる余地も認める必要はないと考える。

は一般論としてはその通りであり、否定すべくもない。

一旦Xの委任状勧誘に応じた株主としては、自己の意思が変わった場合にはしかるべき措置をとる必要があること当然である⁽²⁴⁾。かく解する私見からは、は必ずしも必要な判示ではないと考えるが⁽²⁵⁾、の一般論を補強する要素としては肯定できるであろう。

(三) 次に、本件委任状が府令に違反しているというYの主張についての判旨を検討する。

裁判所は、議決権代理行使勧誘規制の趣旨について判旨「一二三」のとおり一般論を述べる。その上で、本件においては、本件会社提案に係る候補者に関する参考書類が交付されていないことを認めたものの、代理権を授与した株主はY提案に反対する趣旨で授与したといえ、Xの本件会社提案

に対する反対の議決権代理行使は代理権授与の趣旨に沿い、不測の損害を受けるおそれはないとし、撤回の余地が十分あった本件では、Y提案に先立つX提案と勧誘を認めても情報不足のため株主が不利益を受けるおそれはないとし、また

株主提案権は株主総会の日の八週間前までに請求が必要であるの⁽²⁶⁾に対し、会社の株主に対する株主総会の目的事項通知は二週間前までよいことから、株主が会社提案を把握し賛否の欄を設けた委任状を作成送付して勧誘することが、株主の人数の多さと相まって極めて困難であることが窺えるとし、株主が自らの提案に賛成し会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をするために、常に会社提案の賛否記載欄を設けた委任状作成を要求することは、代理行使の勧誘について会社と株主の公平を著しく害する結果となるとした。

この点を検討する前提として、まず勧誘者たる株主が委任状勧誘規制に違反していた場合の、委任契約の帰趨が問題となる。従来、参考書類の不交付や、様式不備の委任状を用いるなど、府令に違反する委任状勧誘がなされても、勧誘行為および代理人の議決権行使自体は有効とするのが多数説⁽²⁸⁾であった。もつとも、会社側の勧誘に関して株主総会決議取消原因

となりうるとする有力説も存在していたが、東京地判平成一七・七・七判時一九一五号一五〇頁(以下「平成一七年判決」)は、「議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であつて、株主総会の決議の方法ということではないから、代理行使勧誘内閣府令の規定をもつて、株主総会の決議の方法を規定する法令ということとはできない。」と判示して、改正前商法二四七条一項一号違反の主張を退けている。この一般論は、Yが利益供与該当性についての主張において援用している(後述「三(五)」参照)。

もっとも、各評釈でも指摘されているように、本来府令違反は金商法上の問題であつて、委任状勧誘に基づく委任契約の帰趨あるいは議決権行使の有効性(これらは民法ないし会社法上の問題である)と結びつく論理的必然性はない。

にもかかわらず本件判旨が府令の趣旨を述べつつ株主のXへの議決権行使の代理権授与を肯定した背景には、金商法上の問題と民法・会社法上の問題を全く切り離して考察することが、少なくとも議決権代理行使の勧誘という局面においては適當でないという裁判所の判断があつたものといえる。金商法と会社法との関係については周知のとおり議論があるが、少なくとも議決権代理行使の勧誘については、両者を整合的

に解釈する方が望ましいことは、論を俟たないことのように思われる。会社法上の書面投票制度との関係で旧証取法時代から一九四七条規制の不備が指摘されてきたが、少なくとも同条の株主たる被勧誘者に対して十分な情報を提供させること、被勧誘者の意思を議決に反映させることという目的に沿つ限りにおいては、議決権代理行使勧誘規制と会社法上の書面投票制度とは整合的に解釈されるべきである。また、府令は書面投票制度との整合性を取るために制定されていることにも鑑みれば、金商法一九四七条ないしその委任を受けた施行令・府令は会社法と整合的に解さなければならぬというのは、むしろ自然な議論であらう³⁶⁾。

では、平成一七年判決と本判決は矛盾抵触しているのだろうか。平成一七年判決の「府令の規定をもつて、株主総会の決議の方法を規定する法令ということとはできない」という判示だけを取り出してみると、そのように読まざるを得ないようにも見える。

もっとも、平成一七年判決の結論としての妥当性は、同判決の評釈が述べるように必ずしも否定し得ないものがある。また、同判決を詳細に見ると、裁判所は原告の議決権の代理行使の勧誘は旧商法二四七条一項一号の「決議ノ方法」に

含まれる、府令は旧商法の規定と実質的な差異がなく、二四七条一項一号の「法令」に含まれる、という主張を、府令一条一項・一〇条は「議決権の代理行使の勧誘を行う者が勧誘に際して守るべき方式を定めた規定というほかない」として退けているのであって、単に府令違反を決議の方法の法令違反に直結させる解釈を否定しているに過ぎないのである。

これに対して、本判決は、府令違反は実質的に解釈すれば認められず、府令に違反しない委任状勧誘に応じた被勧誘株主の議決権の不算入が決議の方法の法令違反にあたる、としているのであって、「府令」と「法令」とを完全に切り分ける解釈との整合性は問題になりうるが、平成一七年判決と矛盾抵触する関係にあるわけではないのである。

私は、後述「三(三)」で述べるように、プロキシ・ファイトの局面において最も重要視されるべきは、株主が自律的判断に基づいて議決権代理行使の勧誘に応じたか否かという事実であると考えており、平成一七年判決の理由付けには異論があるものの、同判決と本判決の結論が整合性を欠くものとは考えていない。その点で、金商法の制定・施行によって会社法との整合的解釈がより一層求められる状況にはなったものの、安易に平成一七年判決と本判決を対比し、前者の先

例性が失われたと解するのは早計であると考えている。

(四) それでは本件において議決権代理行使勧誘規制に形式的に反しているようにみえても、諸点に鑑みて代理権授与は有効であるとした判断は妥当か。

この点、裁判所は X・Yの対立から、本件株主提案に賛成する代理権授与株主の議決権について、Xが本件会社提案に反対票を投じることは株主に不測の損害を与えないこと、代理権授与と撤回の機会が確保されていたこと、Xにとつての時間的制約の厳しさを理由として、本件会社提案の賛否の欄を設けない委任状による勧誘を有効とする。この結論自体は支持できるが、仮に会社が「電話攻勢」をかけていなかった場合も同様の判断が下されるかは必ずしも明らかでない⁽³⁸⁾。

最大の問題となる については、当該事案における困難さという説明がなされているが、事実上法律制度間の整合性の不備、すなわち勧誘者たる株主には時間的余裕がないにも係わらず、相手方たる会社の「議案」についても委任状に欄を設けることを要求するという形式的帰結を解釈によって修正しているといえる。また、この判断は多数の株主がいる場合会社については広く射程が及ぶものと読め、かかる株主に有利で会社に不利な片面的解釈を軽々に論じてよいかは一考の余

地がある。

しかし、少なくともかかる判決の解釈は不可避であり、かつ支持できる。もとより、議決権代理行使に関する法規制には比較的にみて様々な形態が存在するが、勧誘者たる株主・会社の地位については、対等な法規制を敷くのが望ましいというべきである⁽³²⁾。ただし、相手方の「議案」とその賛否の欄を設けるためには当該「議案」があらかじめわかっている必要があるから、勧誘者たる株主と会社のいずれかが先行して委任状を作成せざるを得ない。その意味で完全に「対等」な制度を設計することは困難であり、制度設計の技術が問われることになる。そこで、議決権代理行使の勧誘という局面においては、会社に余りにも有利に働く、二週間前までの招集通知発送という期間設定を考慮すれば、確実に本件会社提案に反対であることが明白な委任状の勧誘をするようなケースでは、解釈論として相手方たる会社提案への賛否の欄を設ける必要は必ずしもないと処理することは、十分合理的である⁽³³⁾。

ただし、本件のように完全に両立しない役員選任議案についてはこのような処理で問題は生じないが、議決権代理行使勧誘規制の趣旨を没却するような事案まで一般化することはできない。では、その他の事案はどう処理されるべきか。本

件のような場合も含め、原則として受任者の自由な議決権行使を認め、委任者たる株主は善管注意義務違反を問えるのみとするのは賛成できない⁽³⁴⁾。委任者の損害がより大きいのに保護を薄くしようとするもので適切さを欠くからである。他方で委任者の受任者に対する授權が明らかでない部分について議決権数・反対票双方から除外するのであれば、議案の複雑化が会社に有利に働く余地を産みかねない。Yの主張はこの考え方に則ったものといえるが、委任状に硬直的に相手方の「議案」を参考書類として添付することを要求すること自体が不都合な結果を生んでいることは否定できない。立法論としてはなお十分な検討の必要性があることを指摘しておきたい。

(五) 以上を踏まえて、本件集計方法の是非について検討すると、本件株主提案と本件会社提案が完全に両立せず、かつ本件委任状によるY株主のXへの授權の方向性を比較的明瞭に捉えることができる本件においては、本件会社提案についても授權があり、反対票を投じたこととして処理すべきであった。それ故、決議の方法が法令に違反するとした判旨は正当である。

もっとも、裁判所は、Y株主のうちXの勧誘に応じた者を

本件会社提案につき出席議決権数・反対議決権数に算入しても過半数を得られた取締役・監査役候補者については、結果が変わらない故に、「本件集計方法によつたことは、議決権行使の集計における評価の方法を誤つたのみであつて違反する事実が重大とまではいえないし、決議に影響を及ぼさないものである」と認め、裁量棄却している。そして、Xの、かかる場合には本件各決議はすべて取り消されるべきという主張に対しては、候補者の数だけ議案が存在し、決議は各々別個であるとして退けている。この判断は妥当か。

この点、本件集計方法の恣意性を重く見れば、軽々に違反事実が重大でないとして論定することには疑問がある。本件株主提案と本件会社提案は、少なくとも取締役選任議案に関する限り完全に両立しないのであるから、Xが行使した議決権数については、本件会社提案は反対と処理するのが当然の理ともいえるからである。江頭教授は、裁量棄却が問題となる「事件の大半が閉鎖型の会社であることに鑑みると、瑕疵の軽微・重大性に焦点をあてるのが正しい」とされるが、本件は上場会社に関する事案であつて、この説明は直接には援用できない。

もっとも、その責めをXに負わせるのが酷であるという状

況ではあるが、Xの委任状に形式的には府令違反にみえる状況があつたことも事実であり、にもかかわらず、Yに対して本件会社提案についてもXに有利に取り扱つよう強制することとは適当でない面もある。この点に鑑みれば、「議決権行使の集計における評価の方法を誤つたのみ」という裁判所の評価を全否定することも躊躇される。また、議題は取締役・監査役選任であるが、議案については候補者の数だけ存在する、という裁判所の論理は支持できることも併せ考えると、結論としては、裁判所の判断が穏当ではないかと考える。

なお、一部重複議案についての裁量棄却が適当か否かについては、前述の通りなお検討の余地があるが、今回私見のように一定の判断が示されたと解し、それを合理的と捉えるならば、今後の問題の焦点は会社提案と株主提案が相当程度、あるいは完全に両立可能な内容であつた場合に絞られてくることにならう。

三 争点 (Quoカード送付の違法性) について

(一) まず、裁判所は会社二二〇条一項の趣旨・要件について、「判旨」二二(一)「の」のように述べらる。

会社二二〇条一項の前身たる平成一七年改正前商法一九四

条ノ二は、昭和五六年商法改正で導入された規定であり、その直接的な原因は総会屋対策にあつたとされ、その直接の立法目的も、本件判旨の述べるとおり、会社資産の浪費の防止にあつたが、より広く会社運営の公正を意図した規定であるとの説明もなされていた⁽⁴⁵⁾。現行会社法の立案担当者も、「総会屋・会社荒らし等に対する利益の供与を禁じたものである」として、従来の一般的説明を維持している⁽⁴⁶⁾。

本判決において裁判所は、会社財産の浪費防止という点では沿革に忠実な説明をしているが、その根拠を取締役と株主との信任関係に求め、利益供与の客体を総会屋やそれに類する者に限定していない。また、「会社法の仕組に反」するという説明も付加している。中村弁護士は、この説明につき、アメリカ的な株主主権主義を想起させ、また敵対的買収事案などで議論されている権限分配論と軌を一にするものと思われる⁽⁴⁷⁾。いわば規定の解釈の指針が原点より拡張されているのであるが、そのこと自体は支持するに値するものと思われる。ただし、少なくとも「会社財産の浪費防止」のみが趣旨として生き延び、それ以外の部分については自由に解釈の方向性を変えてよいものではあるまい。その方法論として、それが原則通り禁じられる利益供与であつて、どれ

が例外的に許されるか、という事案の分類を行うことが必要であり、この旨の主張を実質的に採用した本判決は支持されるべきである。

もつとも従来は、会社が議決権行使書面を返送した株主に對して「粗品」を送付すること自体は差支えないとの見解が有力であつたが、同見解も、一般株主の議決権行使促進のために議決権行使書面・委任状の返送率を高めるための図書券等の送付は「会社の正当な利益擁護の目的に出るもの」だから旧商法二九四条ノ二に該当しないとしていたのであつて、会社全体の利益すなわち全体として一致した株主の利益になう場合を念頭に置いていたと考えられる。よつて、本件のようなプロキシ・ファイトは原則として想定の外であつたといえよう⁽⁴⁸⁾。

(二) 次に例外の要件であるが、裁判所は、当該利益が株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づくこと、個々の株主への供与額が社会通念上許容される範囲であり、総額も会社の財産の基礎に影響を及ぼすものではないこと、としている。中村弁護士は、目的、個々の額、総額の三要件に分け⁽⁴⁹⁾、は取締役が株主の意思を歪めないとする趣旨、は会社財産の浪費の防止の趣旨を示してい

ると説明する。¹⁰⁾そして、目的が客観的な株主の権利行使への影響の有無を問題にしているのか、取締役の主観的な目的を問題としているのか明確でないとする。その上で、客観的な株主の権利行使への影響の有無という客観的事実は、主観的な目的の認定の一要素ということであろうとする。判決文は供与額の認定と目的の認定を明確に区別しており、私見のように 目的と 額に二分した上で、主観的要件、を純客観的な要件として捉える方が妥当ではなからうか。もとより、私見は目的と額の要件が完全に分離できると説くものではなく、両者が絡み合う場面があることは認めるものの、本件においては 目的についての判示の中にQuoカードの額についての言及は認められない故、額という客観的要件と主観的要件としての目的要件を推認させる客観的事実とは厳密に読み分ける方が整理の方針として適切ではないか、と考えるのである。

(三) 次に、例外の要件該当性についての具体的なあてはめについて検討する。裁判所はまず、額について検討を行い、個別額・総額ともに許容範囲内であるとす。¹¹⁾個別額については別論、総額については比較する指標が裁判所掲示のもので果たして適切なのかどうか、そしてその具体的結論の当否

には議論の余地があるが、肯定できないものでもあるまい。

問題は 目的の要件である。裁判所は認定事実・弁論の全趣旨に鑑み、「Quoカードの提供が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われる」とした上で、「Quoカードの提供を伴う議決権行使の勧誘が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されないと、本件は、Xら及びYの双方から取締役及び監査役の選任に関する議案が提出され双方が株主の賛成票の獲得を巡って対立関係にある事案であること及び上記の各事実を考慮すると、本件贈呈は、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものである」と推認することができ、この推認を覆すに足りる証拠はない」として、目的要件の充足を認定している。

ここで注目されるのは、議決権行使書の返送という客観的事実から議決権行使の勧誘という目的の存在が否定されないと判断されたことと、多くの評釈が指摘するように、目的要件充足には会社提案賛成の議決権行使の獲得「をも」目的としたものであれば足りる、すなわち競合する目的の一部に含まれば目的要件は充足されると判断した点である。このうち前者については、議決権行使書を送るYとして「意図せざ

る効果」としての議決権行使の勧誘が行われるという状況はおよそ想定し得ないから、議決権行使書の返送という客観的事実から勧誘目的の存在を認定するのは必定である。後者については、目的の競合を認めた上で議決権行使の獲得目的が「優越」することを要求していない点が重要である。つまり、少なくとも両目的が同等レベルの関係にあったとしても、目的要件は充足されるのであって、それを否定するためには推認を覆す程度の証拠が必要としているのである。議決権行使書の返送をお願いする以上賛成票を期待しない訳はないのであって、賛成議決権行使獲得目的の肯定も必定である。要は、勧誘はするが賛成票を期待していないという極めて特異な事情が証明できない限り、目的要件は充足され、額の要件をクリアしても利益供与に当たるといって、極めて厳しい判断を下したことになる。⁵⁵⁾

これに対して、株主総会に実際に出席した株主に対するいわゆる「お土産」や懇親会費用は、額の間ではQuoカード一枚よりはるかに高額になりうるが、目的要件が欠け利益供与に該当しないと解して構わないものと考えられる。⁵⁶⁾

この点、株主に対する機会均等の観念を重視する立場から、本件会社提案に反対の株主にも等しくQuoカードを配って

いることを肯定的に捉え、また株主総会における粗品との均衡から本判決に疑問を唱える評釈もある。⁵⁷⁾ 目的要件の判断が今後本判決のように厳格に運用されるのであれば、その厳格さ自体の合理性や「お土産」との均衡論が問題になることは否定し去れない。しかしながら、本件はプロキシ・ファイトという特殊な、株主の自律的判断が求められる局面であって、その射程は限定的に解されるべきこと、従来YはQuoカード等を配っていなかった訳で、そこに目的要件の充足を肯定する重要な要素を認めることができることに鑑みれば、裁判所の判断は妥当ではないかと考える。

今後は、本件のようなプロキシ・ファイトにおいては、実際にQuoカード程度の利益供与をするよりは却って費用がかかるかもしれないが、会社側の提案の合理性を自己の費用を使って説明する、といった、あくまでも被勧誘株主の自律的判断を促進せしめるためのフェアな手段を用いることに意を払うべきであって、形式上は授權につき中立的であっても金品を贈ること自体は避けるべきと言わざるを得ない。⁵⁸⁾ これに対して、規定上勧誘者たる株主の利益供与は規制の対象とならないが、⁵⁹⁾ このことは均衡上妥当であろうか。比較対照すべきは役員が私財を投じた場合である、との意見もありう

るが、費用負担も含めて包括的な検討対象とされるべきものではないかと考える。

(五) なお、Yはこの点につき、平成一七年判決を引用し、本件贈呈は株主総会の決議の前段階の事実行為であって、株主総会の決議の方法ではないとするが、裁判所はこれを退けている。この点でも一見平成一七年判決と本判決は抵触するようみえるが、本判決は「株主による議決権行使書の返送又は株主総会における議決権行使は決議そのものであって、議決権行使を条件としてQuocardを贈呈するということとは決議の方法というほかない」と判示しており、議決権行使とQuocard贈呈を対応させているのであるから、この点では「決議の方法」そのものを焦点に据えていること明らかであり、やはり平成一七年判決との抵触は生じていないと解すべきであろう。

四 終わりに

その他、本判決では判示の対象となっていないが重要な予備的主張にかかる争点も複数存在するが、ここでは検討の対象から除外する。本事件は控訴審以降の判断を受けることなく終結しているが、地裁判決とはいえ実務に与える影響は計

り知れない。

* 本件の評釈・解説・紹介として、島田邦雄「圓道至剛」石川智史「服部真理」木村和也・商事一八二五号五〇頁、関口健一・企業会計六〇巻六号一四〇頁、高山崇彦「保坂雄・MARR一六〇号一九頁、鳥山恭一・法ゼ六三九号一四頁、中村直人・商事一八二三号二頁、奈良輝久・金判二二八八号二頁、新山雄三・金判二二八五号二頁、松下憲・会計・監査ジャーナル六三三三三九三頁、同・月刊監査役五三七号九二頁がある。

注

- (1) なお、このZは、本件株主提案にかかるZと同一人物である。
- (2) なお、被告Yは控訴したが、控訴審係属中の二〇〇八年二月二七日、新経営陣選任で和解に合意し、Y社長が退任して決着した。朝日新聞二〇〇八年二月二八日付朝刊参照。
- (3) 会社二九七条一項など。
- (4) 中村直人「モリテックス事件判決と実務の対応」商事一八二三号二頁、二三頁。
- (5) 具体例については中村・前掲注(4)二三頁参照。

- (6) 中村・前掲注(4)二四頁。
- (7) 中村・前掲注(4)二四頁。なお、招集通知の記載方法についても同所を参照。
- (8) 大隅健一郎編『株主総会』(商事法務研究会、昭四四)二五二頁以下「山口幸五郎」は、「数人の取締役を選任すべき場合においては、理論上は、一人ずつそれぞれ一個の決議をもって選任するのが本則である」とする。
- (9) 中村・前掲注(4)二四頁。
- (10) 森本ほか「座談会」会社法への実務対応に伴う問題点の検討」商事一八〇七号四頁、一八頁以下。
- (11) 中村・前掲注(4)二六頁以下。
- (12) 森本ほか・前掲注(10)二二頁「三苦発言」、中村・前掲注(4)二七頁。
- (13) 森本ほか・前掲注(10)二二頁「岩原発言」。
- (14) 森本ほか・前掲注(10)二二頁「相澤発言」。
- (15) 奈良輝久「本件判批」金判二二八八号八頁。
- (16) 厳密に言えば、取締役・監査役に就任するためには選任された者の承諾が必要であるから、取締役・監査役「就任予定者」の選出を行っているといふべきであろう。もっとも、実務上は事前に就任の承諾を得ておくのが一般のようである。
- (17) 会社三四二条。
- (18) 本件は平成一八年改正前証券取引法が適用される事案であるが、関係部分については金融商品取引法で内容的な改正が行われていないため、以下金商法で代表させる。
- (19) 府令改正の経緯や概要についての当局者の解説として、一松司「委任状勧誘制度の整備の概要」商事一六六一号五四頁。
- (20) 中村・前掲注(4)二四頁以下参照。
- (21) いわゆるエージェンシー問題の一種といえる。この点については、後掲注(24)参照。
- (22) 中村・前掲注(4)二五頁。
- (23) 民六四四条。
- (24) 奈良・前掲注(15)七頁は、酒井・後掲注(30)三七頁を参照し、「一種のエージェンシー・コストの負担として不当とはいえない」とする。
- (25) 電話をかけたという事実の評価については、後掲注(38)参照。
- (26) 会社三〇三条二項。
- (27) 会社二九九条一項。
- (28) 代表的な文献として、今井宏「議決権代理行使の勧誘」(商事法務研究会、昭四六)八七頁以下、大隅健一郎「今井宏」(会社法論中巻「第三版」)(有斐閣、平四)六六頁。その他については、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編集代表、新版注釈会社法(5)(有斐閣、昭六一)三一九頁「岩原紳作執筆」および酒井太郎・判評五七一号三七頁(判時一九三四号二〇七頁)で引用されている文献を参照。
- (29) 龍田節「株式会社委任状制度」インベストメント二巻一四頁、特に三六頁、渋谷光子「証券取引法の諸

問題」証券研究五七号二四七頁参照。不存在とする裁判例・学説などについては、岩原・前掲注(28)三一九頁参照。

(30) 評釈等として、大塚和成・銀法六六〇号四四頁、小出篤「平成一七年度会社法関係重要判例の分析(上)」商事一七七三号二九頁、酒井・前掲注(28)三五頁、佐藤智晶・ジュリー一三一九号一一五頁、新山雄三・判タ二一五八号五二頁。

(31) 中村・前掲注(4)二五頁など。

(32) 旧証取法時代も、会社法とは特別法と一般法との関係に立つとする見解は広く見られていたが、現在の金商法については、会社法の特別法としての側面を強調する意義は乏しいとする見解もある。川村正幸編『金融商品取引法』(中央経済社、平二〇)一五頁「川村執筆」。なお、松尾直彦「金融商品取引法制の制定過程における主要論点と今後の課題」・「完」商事一八二五号二四頁は、金商法と会社法との関係は、従来の証取法と商法との関係(前者が後者の私法上の規整を所与のものとした上で、所要の規整を定める)から変容してきているように思われる、とする。

(33) 会社二九八条一項三号一項。

(34) 旧証取法につき、龍田節『会社法大要』(有斐閣、平一九)一八〇頁。

(35) 江頭憲治郎『株式会社法「第二版」』(有斐閣、平二〇)三二五頁。

(36) もっとも、この点に関しては、本件Yのような書面投票強制会社については、書面投票に一本化すべきであり、委任状規定を認める必要はないあるいはすべきでない、との論調もあるが、ここでは立ち入らない。

(37) 酒井・前掲注(28)三九頁、佐藤・前掲注(30)一六頁以下参照。

(38) 同旨、鳥山恭一「本件判解」法セ六三九号一四頁。

もっとも私は、基本的には本文中で述べたとおり、一旦代理権を授与した株主としては、その撤回は能動的に行うのが原則と考えるので、Yが「電話攻勢」をかけずとも結論に影響はなかつたと考える。

(39) 中村・前掲注(4)二六頁はこれを「武器対等の原則」と呼ぶ。

(40) これに対して、たとえば株主提案権が総会期日の八週間前に行使され、それを受けて招集通知が四週間前に行成・送付されるのであれば、勧誘者たる株主側にも会社提案への賛否の欄を設けた委任状作成・送付の余裕があり、別異に解する余地がある。しかし、計算書類等の監査にかかる時間を考慮すると(監査日程の簡潔な表による説明として、神田秀樹『会社法「第十版」』(弘文堂、平二〇)二四八頁図表14参照)、会社側が二週間よりはるか以前に招集通知を送付することは事実上困難であり、その意味でも本判決は支持できよう。

(41) 奈良・前掲注(15)五頁は、委任状勧誘規制違反の有無は、あくまでも代理権授与の効力とは無関係であり、

白紙委任による損害等の事情は、別途、勧誘者に対する善管注意義務違反の追及や、株主総会決議の瑕疵との関係で考慮すべきとする。基本的にはケースを分けて善管注意義務違反等で処理しようというのである。前掲注(24) 引用部分指摘のとおり、株主の授權撤回を一種のコストとして負担せしめることの合理性は否定し得ないが、果たして金銭的解決のみで株主と勧誘者間の行動の連関性を確保せずともよいと割り切れるかは大いに疑問である。授權者たる株主の合理的意図を推測できるのであれば、それに基づくのが原則的な処理方法であって、金銭的解決はあくまでも二次的なものにとどまると解すべきである。

(42) 会社八三一条二項。

(43) 江頭・前掲注(35)三四四頁注(9)。

(44) なお、本判決は決議の方法の法令違反に関しては、全部を違法とした上で一部を裁量棄却するという手法を採用しているが、この当否についても議論の余地がある。中村・前掲注(4)二七頁以下参照。もっとも、本件においては利益供与の違法性が認められた結果、決議は全部取消しとなっているので、この点については踏み込まないこととする。

(45) 以上につき、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法』(9)一三七頁以下「関俊彦執筆」参照。なお、当時の立案担当者であった稲葉威雄教授によれば、制度の目的として念頭におかれていたのは、やはり総会

屋を「必要悪」として肯定する風潮を断ち切ることにあった。稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、昭五七)一八二頁以下。この点に関して、最二小判平成一八・四・一〇民集六〇巻四号一二七三頁「蛇の目ミシン事件最高裁判決」は、「会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定「引用者注…改正前商法二九四条ノ二」にいう「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」利益を供与する行為といふべきである」として、利益供与が該当性を否定した高裁判決を破棄差し戻している。また、下級審裁判例として、東京地判平成七・一二・二七判時一五六〇号一四〇頁「国際航業事件」、福井地判昭和六〇・三・二九判タ五五九号二七五頁「従業員持株会」、高松高判平成二・四・一一金判八五九号三頁「株主優待乗車券」などがある。

(46) 相澤哲「葉玉匡美」郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』(商事法務、平一八)一八八頁。

(47) 中村・前掲注(4)二八頁。

(48) 河本一郎「今井宏」鑑定意見 会社法・証券取引法(商事法務、平一七)六六頁以下「河本」今井。ただし、平成一二年三月時点での見解である。これに対し、稲葉威雄ほか編『新訂版 実務相談株式会社法2』(商事法務研究会、平四)一一二頁「須藤純正」は、「委任状勧誘に当たり、株主に対し、自らの負担において財産上

の利益を供与することは、議決権の行使に関するものであって、明らかに「株主の権利の行使」に關係しますから、……利益供与禁止の規定……に抵触するものと考えます。たとえ、委任状勧誘が総会屋の排除とはまったく關係がないことであっても、利益供与禁止の規定に抵触することにな」とし、例外なくこれに反対する。結論として本判決により近い見解で、注目に値する。

(49) 同旨、中村・前掲注(4)二八頁。もっとも、前掲注(28)などの著書がある今井教授が、かかる状況を全く念頭に置いていなかった、と解することには若干の疑問もある。河本「今井・前掲注(48)」はあくまでも当該文脈においてのみ理解すべきであり、それを広く一般化する趣旨までは包含していなかったと解すべきであろう。

(50) 奈良・前掲注(15)九頁も同様である。

(51) 中村・前掲注(4)二八頁。

(52) この点、個別額・総額の判断基準は異なるものとなるから、その点と、趣旨の解釈によっては中村弁護士の方類にも長所があることは否定し得ない。ただ私は、主観的要件としての「目的と客観的要件としての「額を区別する手法をとっているのみであって、その点は重要な差ではない」と考える。

(53) 同旨、高山崇彦「保坂雄「モリテックス判決が実務に与える影響」MARRR一六〇号二二頁。裁判所としてはその点を意識して「をも」という表現を用いたと解さざるを得ないし、少なくとも実務としてはそれを前提に慎

重に対応せざるを得ないであろう。

(54) 「純粹な定足数確保目的(定足数が確保できれば会社提案の可決は明らかだが、定足数が足りず決議不成立となることを防ぐ目的)などが考えられようか。いずれにせよ、この証明は困難を極めるものと思われるが、この点、太田洋「株主提案と委任状勧誘に関する実務上の諸問題」商事一八〇一三頁以下が、会社が、議決権行使を促進する目的で株主に対して発するいわゆる「議決権行使促進レター」につき、委任状の見本を提示するなど委任状の勧誘行為と受け取られかねない行為はすべきでなく、「本書は委任状を勧誘する趣旨ではない」といった趣旨を明示すべきであるとしているのが参考になる。もっとも、江頭憲治郎「久保利英明「野宮拓」西本強「株主に勝つ・株主が勝つ」プロキシファイトと総会運営」(商事法務、平二〇)一六三頁注91「西本執筆」はこれを不要とする。この点については、後掲注(58)を参照。

(55) 同旨、中村・前掲注(4)二八頁。

(56) 同旨、「Q&A株主総会の法律実務第一巻」(新日本法規、平一八)三三七頁「須藤純正」、中村・前掲注(4)二九頁。

(57) 新山雄三「本件判批」金判二二八五号八頁以下。

(58) 江頭憲治郎ほか「座談会」会社法下における企業法制上の新たな課題「上」商事一七八八号一六頁において、河本一郎「今井宏「外国人株主の議決権行使について」河本「今井」会社法 鑑定と実務」(有斐閣、平

一一)五七頁以下をひいて議論がなされている。相澤哲氏は「お願いすることはあまり問題ないと思」うとし、江頭教授も「この会社の行為は、自分に委任状をくださいというのではなく、このような議決権を行使してくださいという依頼ですから、委任状勧誘規制にもひっかかりませんし、その決議の成立を期する行為であって、株主の利益を図る行為ではない」とする河本⁵⁴⁾今井説を支持する。この点、前掲注(54)に挙げた太田弁護士と西本弁護士の見解の対立については、前出座談会における江頭発言をもとに考えれば、太田説が支持されるべきことになる。江頭発言は、「議決権を行使する」、「賛成の議決権行使をする」ことは自律的な株主の判断であつても、「会社に委任状を提出する」ことの勧誘は自律的な権利行使ではなく、株主の権利行使に関する利益供与ととられつる、との見解であるが、太田説的な運用が慎重を期す上ではベターであるといえよう。費用負担の詳細につき酒井太郎「委任状勧誘」ジュリー一三四六号四九頁、特に(注28)も参照。

(59) 寺田昌弘「寺崎大介」松田洋志「委任状争奪戦に向けての委任状勧誘規制の問題点」商事一八〇二号四二頁。
なお、会社九六八条一項一号参照。